

山梨県立大学授業料未納者等に係る除籍の取扱いに関する規程

(令和2年9月28日制定 大学2105号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学学則(以下「学則」という。)第21条第3号、山梨県立大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第19条第3号に規定する除籍の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 期 学則第5条第2項及び大学院学則第5条第2項に規定する学期であって、授業料の納付義務のある学期をいう。
- (2) 授業料未納者 正当な理由がなく授業料を納付期限までに納めない学生をいう。
- (3) 入学料未納者 正当な理由がなく入学料を納付期限までに納めない学生をいう。

(除籍の要件)

- 第3条 授業料を2期通算して滞納し、督促を受けてもなお当該2期分を納付しない者は、2期目の末日をもって除籍する。
- 2 前項の規定に関わらず、授業料を1期分滞納している者から退学願が提出され、かつ、当該1期分の納付がない場合は、当該期の末日をもって除籍する。
 - 3 徴収を猶予された入学料を滞納し、督促を受けてもなお当該入学料を納付しない者は、入学年度の前期の末日をもって除籍する。

(未納者への督促)

第4条 授業料未納者等に係る除籍の手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会計責任者は、授業料未納者に督促状を送付する。
 - (2) 会計責任者は、2期通算しての授業料未納者及び当該授業料未納者の支援者に対し文書をもって授業料未納者が除籍になる旨を説明するとともに、当該授業料未納者に督促状を送付する。
- 2 前項第2号の規定は、入学料未納者に係る除籍の手続に準用する。

(除籍の手続)

第5条 除籍の手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項第2号(同条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定による督促後、授業料又は入学料が納付されない場合は、学長が除籍を決定する

(2) 除籍を決定した場合は、学長名で、除籍通知書を当該学生に対して送付する。

(除籍後の未納授業料及び未納入学料の取扱い)

第6条 除籍後の未納授業料及び未納入学料についての納付義務は、引き続き負うものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、除籍に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行し、令和3年4月1日以後の授業料から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(適用)

2 改正後の規程は、令和4年度入学生から適用し、この規程の施行の日前から在学する者に係る除籍の手続については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和7年10月14日から施行する。